

江戸川清掃工場

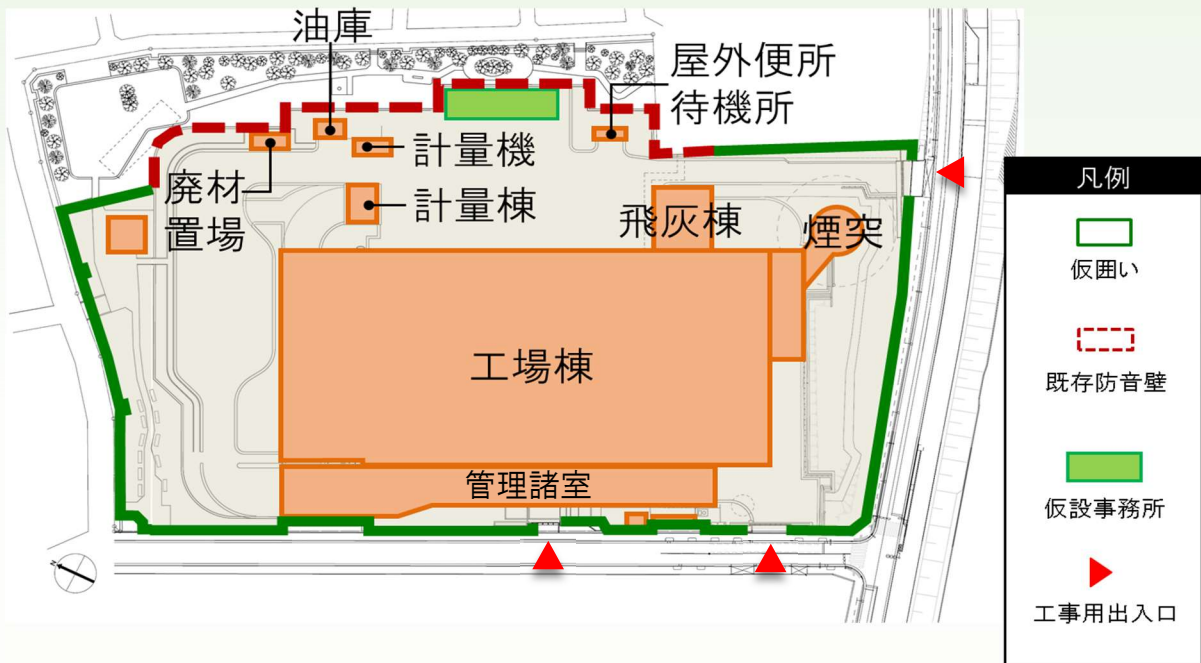
解体工事のあらまし



新工場イメージ図

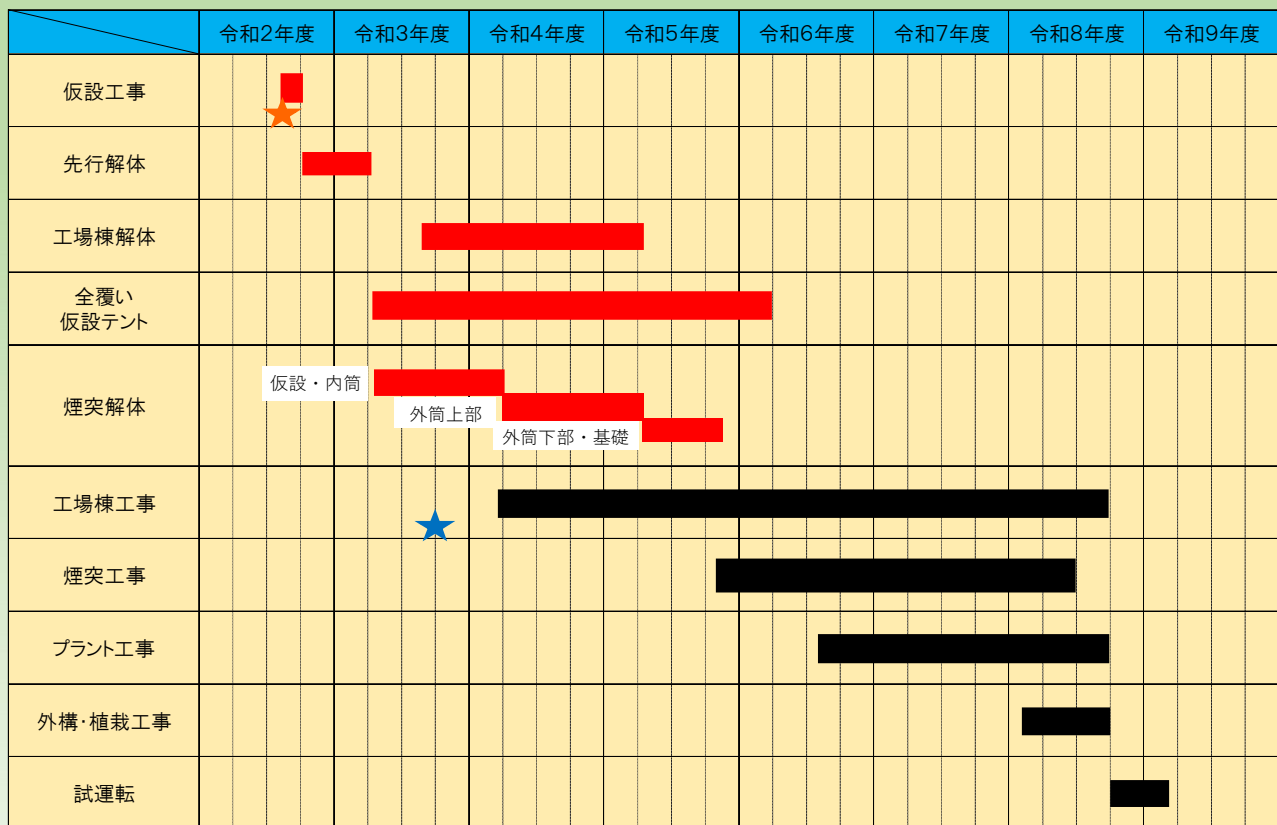
1 解体概要

- 工事場所
東京都江戸川区江戸川二丁目 36 番 1 号
- 工期
令和 2 年 9 月 30 日から令和 9 年 5 月 31 日まで
- 施工者
日立造船・竹中特定建設工事共同企業体
- 解体施設
 - ① 工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
/地上 5 階・地下 2 階
/高さ約 28m・深さ 18m
 - ② 煙突 鉄筋コンクリート造 (外筒)・鋼製 (内筒)
/高さ約 150m
 - ③ 付属棟 飛灰棟、計量棟、油庫等



解体施設(既存清掃工場等)配置

2 工事工程



■ : 解体工事工程
 ■ : 建設工事工程
 ★ : 解体工事説明会
 ★ : 建設工事説明会

3 解体工事作業計画

○作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで(工事のための出入、準備、後片付けを除く)とします。

日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。

ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ① 緊急作業、中断が困難な作業
- ② 道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
- ③ 作業日にはできない仮設電源・仮設設備等の点検、メンテナンス

○工事用車両台数(解体工事)

約164台/日(ピーク時)

4 解体工事内容

○仮設工事

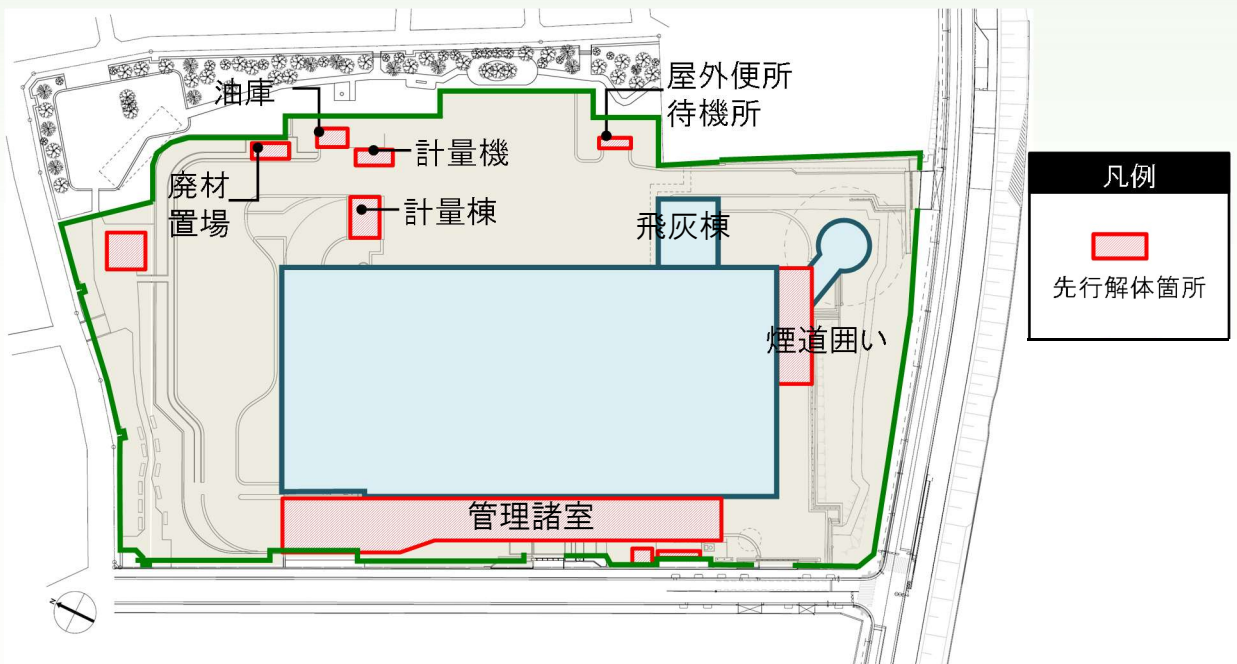
敷地境界への仮囲い設置、仮設事務所の設置、樹木の移植、伐採などを行います。



○先行解体

煙道囲い、計量棟、油庫、屋外便所、廃材置場などを防音シートで囲い、先行して解体します。

管理諸室は、仮設テントを設置したうえで解体します。



○アスベスト含有建材等の撤去

解体の前に、4種類のアスベスト含有建材等の撤去を行います。

- ① 吹付仕上げ材
- ② プラスチックタイル
- ③ 塗装材
- ④ ボード類

撤去の際には、労働基準監督署、東京都、江戸川区と協議の上で、法令等に基づき、適正に処理いたします。

○工場棟の解体

工場棟の解体にあたっては、下図の設置例のように、全覆い仮設テントで解体対象全体を覆い、騒音の低減や粉じんの飛散防止を図ります。

全覆い仮設テントは解体工事完了後も、新しい工場棟の地下部分の建設工事に使用し、騒音の低減や粉じんの飛散防止を図ります。

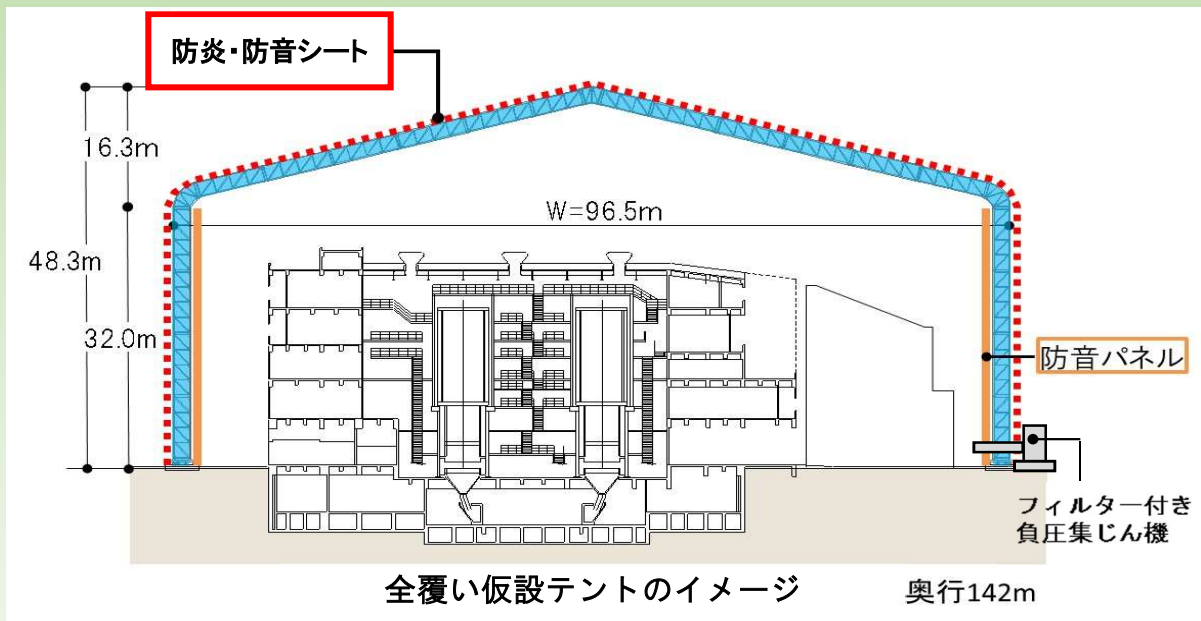


全覆い仮設テント設置例(杉並清掃工場)

○全覆い仮設テント

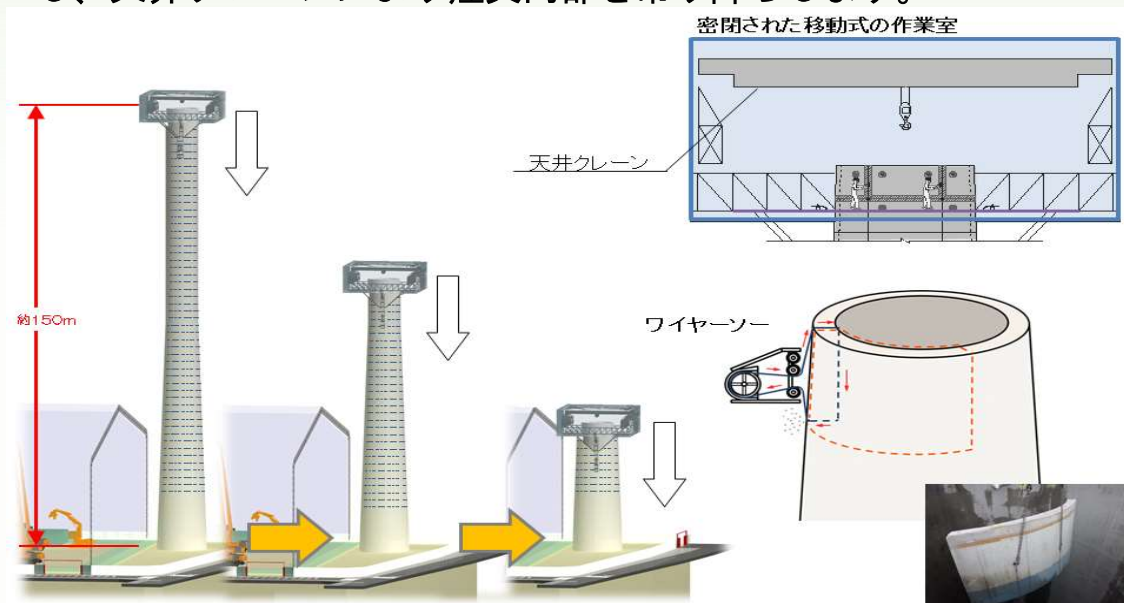
以下のような特徴があります。

- ① 仮設テント全体は、防災・防音シートを張ることで騒音を低減します。
- ② テントの壁部は、さらに防音パネルを内側に設置し、二重張りとなっております、騒音を低減します。
- ③ テント内で発生した粉じんは、フィルター付き負圧集じん機により吸い取られ、外部への飛散を防止します。



○煙突の解体

煙突外筒は、密閉された移動式作業室内で解体作業を行います。コンクリート製の外筒は、ワイヤーソーという機械で短冊状に切断し、天井クレーンにより煙突内部を吊り降ろします。



5 解体工事中の環境保全対策

○安全対策

- ① 工事用車両の出入口には、交通誘導員を適切に配置します。
- ② 工事用車両の運行は、法令を遵守します。
- ③ 工事用車両の路上待機を禁止します。
- ④ 工事部分には仮囲いを設置し、工事の安全確保に努めます。

○騒音・振動対策

- ① 全覆い仮設テントで外への作業音を低減します。
- ② 騒音計・振動計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。
- ③ 可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振動の発生抑制に努めます。

○粉じん対策

- ① 工事エリアでは、散水による湿潤化により、粉じんの発生を抑制します。
- ② 全覆い仮設テントとフィルター付き負圧集じん機により、粉じんの飛散を抑制します。
- ③ 粉じん計を設置し、測定値をリアルタイムで監視します。

○排出ガス対策

- ① 排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ② 工事に使用するディーゼル自動車は、粒子状物質排出規制に適合した車両を使用します。
- ③ 場内待機中の建設機械や工事用車両は、アイドリングストップを徹底します。

○地盤対策

- ① 掘削区域の周囲に山留め壁を構築し、周辺環境への影響を防止します。
- ② 山留め壁には、5箇所自動計測器を設置し、地盤の変動を監視いたします。

○環境調査

アスベスト及びダイオキシン類について、仮囲い上4箇所、解体工事着工前、解体工事中、解体工事完了後に、周辺大気中の濃度を測定します。

6 工事車両通行ルート



お問合せ先

(令和2年12月24日まで ※)
東京二十三区清掃一部事務組合
建設部建設課

TEL 03-6238-0975 FAX 03-6238-0930

(令和2年12月25日から ※)
江戸川清掃工場建替工事 監督員事務所
住所：江戸川区江戸川二丁目36番1号

TEL 03-3670-6920 FAX 03-3670-6925

※ 12月25日以降はお問合せ先が変わります。

印刷物登録

令和2年度 第69号